

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市学校給食食材費支援補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	保護者の経済的負担を軽減しつつ、児童生徒等に対する栄養バランスの整った給食実施を目的に、学校給食食材費に対し予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	児童及び生徒の保護者
補助対象経費	学校給食に使用する食材費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	1食当たり単価の上限 児童：380円 生徒：112円
	○少額（5万円以下）補助金の理由 小学校補助額（1人あたり） 1食380円×194回＝73,720円／年 中学校補助額（1人あたり） 1食120円×195回＝23,400円／年とすると、 中学校の補助概算は5万円以下の少額補助であるが、栄養バランスの取れた給食の実施及び保護者の負担軽減の目的を果たしている。
補助率等	小学校1食あたり補助額380円/給食費380円＝100% 中学校1食あたり補助額112円/給食費442円＝ 25%
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 (国県補助のみ)
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 給食費を増額（保護者の負担増）することなく、栄養バランスや必要量を保った給食を実施することが目的であるため。
補助制度開始	令和4年4月1日
見直し時期	令和10年9月30日
補助終期	無
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 保護者に文書で周知
事業担当	（担当部署） 学校教育課
	（電話番号） 58-7351